保険証が変わったときは届出を

■新しい健康保険に加入した日または、うきは市から転出したときから
うきは市の国民健康保険証は使用できません。



●市役所に届け出をしてください。

国民健康保険は、新しい保険に加入されても 自動的に脱退することはありません。必ず、 市役所の窓口に変更(社会保険等加入) の届けを出してください。

- ※国民健康保険証は市役所へご返却ください。
- ※社会保険等加入届出には、家族の中で加入 された方全員分の「新しい保険証」が必要 です。(社会保険証等)
- ②新しい保険証ができるまでの期間に、国民 健康保険証は使えません。

新しい保険証(社会保険証等)が手元に届くまでの期間に、医療機関を受診する場合、 国民健康保険証が使用できるのは、「新し い保険証が手元に届いた日」ではなく、

「資格取得日の前日まで」です。

※正式な保険証ができるまでの間「資格証明書」を発行する健康保険もあります。職場でそのことをご確認ください。

⑤月の途中で保険証が変わったときは、医療機関に提示してください。

医療機関(病院等)は、通常月に一度しか保険証の提示を求めません。新しい保険証ができた場合は、必ず医療機関へ新しい保険証を提示してください。

4 間違って国民健康保険証を使用した場合

新しい健康保険に加入または、うきは市から転出し、誤って国民健康保険証を使用してしまった場合は、まず受診した医療機関に新しい保険証を提示するか、新しい保険に加入したことを説明して下さい。医療機関の了承がもらえれば、新しい保険の方へ、正しく請求が行われます。ただし、場合によっては請求先の変更ができないことがあります。

その場合、国民健康保険が支払った医療 費を返還いただきます。返還いただいた医療 費は、受診から2年以内であれば新しく加入 した保険に請求できます。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

うきは市子どもの読書活動推進協議会委員公募

うきは市教育委員会では、第3次うきは市子どもの読書活動推進計画の策定にあたり、 うきは市子どもの読書活動推進協議会を設置します。 広く市民の意見を反映させるため、下記のとおり協議会の委員を公募します。

- ■募集協議会名 うきは市子どもの読書活動推進協議会 募集人員 **2名**
- ■任期及び会議の開催予定 任期は推進計画の策定が完了する日まで。(令和4年4月1日~令和5年3月31日) 協議会は年5回程度、平日昼間に開催予定です。
- ■応募資格 応募資格は次のすべての条件を満たす方とします。 (1)満20歳以上の方(2)市内に在住、在勤、在学の方(3)読書活動について関心を持つ方
- ■応募方法及び募集期間

市立図書館または市ホームページの応募用紙に必要事項をご記入の上、 **3月23日(水)**までに、下記の問合せ先まで持参又は郵送してください。 ※応募書類等はお返しできませんので、予めご了承ください。

選考方法

幅広くご意見がいただけるよう、協議会全体の性別・年齢構成等にも配慮して 教育委員会で選考を行い、結果は応募者に通知します。

- 費用弁償等 市の規定による旅費等の費用弁償となります。
- ●問合せ 〒839-1497 うきは市浮羽町朝田582-1 うきは市立図書館 ☎77-3050・FAX 77-3220

